

日南市現行相当介護サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

改 正 案			現 行		
○日南市現行相当介護サービス事業実施要綱 平成29年3月14日告示第27号			○日南市現行相当介護サービス事業実施要綱 平成29年3月14日告示第27号		
別表（第5条関係） 1 訪問介護相当サービス費			別表（第5条関係） 1 訪問介護相当サービス費		
イ（1）訪問型サービス 11	1,176 単位	要支援1・2及び事業対象者が週1回程度の訪問サービスを利用した場合の1月につき	イ（1）訪問型サービス 11	1,176 単位	要支援1・2及び事業対象者が週1回程度の訪問サービスを利用した場合の1月につき
イ（2）訪問型サービス 12	2,349 単位	要支援1・2及び事業対象者が週2回程度の訪問サービスを利用した場合の1月につき	イ（2）訪問型サービス 12	2,349 単位	要支援1・2及び事業対象者が週2回程度の訪問サービスを利用した場合の1月につき
イ（3）訪問型サービス 13	3,727 単位	要支援2及び事業対象者が週2回を超える程度の訪問サービスを利用した場合の1月につき	イ（3）訪問型サービス 13	3,727 単位	要支援2及び事業対象者が週2回を超える程度の訪問サービスを利用した場合の1月につき
ロ（1）訪問型サービス 21	287 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で標準的な内容の訪問サービスを利用した場合の1回につき	ロ（1）訪問型サービス 21	287 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で標準的な内容の訪問サービスを利用した場合の1回につき
ロ（2－1）訪問型サービス 22	179 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で生活援助が中心である訪問サービス（所要時間20分以上45分未満）を利用した場合の1回につき	ロ（2－1）訪問型サービス 22	179 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で生活援助が中心である訪問サービス（所要時間20分以上45分未満）を利用した場合の1回につき
ロ（2－2）訪問型サービス 23	220 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で生	ロ（2－2）訪問型サービス 23	220 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で生

		活援助が中心である訪問サービス(所要時間45分以上)を利用した場合の1回につき
ロ (3) 訪問型短時間サービス	163 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で主に短時間の身体介護を行う場合の1回につき
ハ 初回加算	200 単位	1月につき
ニ 生活機能向上連携加算Ⅰ 生活機能向上連携加算Ⅱ	100 単位 200 単位	1月につき 1月につき
ホ 口腔連携強化加算	50 単位	1月に1回を限度
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ	$\frac{\text{所定単位} \times 270}{1000}$ 1月につき
	(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)ロ	$\frac{\text{所定単位} \times 287}{1000}$ 1月につき
	(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)イ	$\frac{\text{所定単位} \times 249}{1000}$ 1月につき
	(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)ロ	$\frac{\text{所定単位} \times 266}{1000}$ 1月につき
	(5)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	$\frac{\text{所定単位} \times 207}{1000}$ 1月につき
	(6)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	$\frac{\text{所定単位} \times 170}{1000}$ 1月につき

		活援助が中心である訪問サービス(所要時間45分以上)を利用した場合の1回につき
ロ (3) 訪問型短時間サービス	163 単位	要支援1・2及び事業対象者が1月の中で主に短時間の身体介護を行う場合の1回につき
ハ 初回加算	200 単位	1月につき
ニ 生活機能向上連携加算Ⅰ 生活機能向上連携加算Ⅱ	100 単位 200 単位	1月につき 1月につき
ホ 口腔連携強化加算	50 単位	1月に1回を限度
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	$\frac{\text{所定単位} \times 245}{1000}$ 1月につき
	(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	$\frac{\text{所定単位} \times 224}{1000}$ 1月につき
	(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	$\frac{\text{所定単位} \times 182}{1000}$ 1月につき
	(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	$\frac{\text{所定単位} \times 145}{1000}$ 1月につき
	(5)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(1)	$\frac{\text{所定単位} \times 221}{1000}$ 1月につき 令和7年3月31日までの間加算する
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(2)	$\frac{\text{所定単位} \times 208}{1000}$

介護職員等 処遇改善加算 (V) (3)	所定単位× 200／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (4)	所定単位× 187／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (5)	所定単位× 184／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (6)	所定単位× 163／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (7)	所定単位× 163／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (8)	所定単位× 158／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (9)	所定単位× 142／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (10)	所定単位× 139／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (11)	所定単位× 121／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (12)	所定単位× 118／1000
介護職員等 処遇改善加算 (V) (13)	所定単位× 100／1000

	介護職員等 処遇改善加算 (V) 14	所定単位× 76/1000	
--	---------------------------	------------------	--

注1 (略)

注2 イからロについて、別に厚生労働省が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。

注3～6 (略)

注7 ヘについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の計。ただし、(I)から(IV)のいずれかの加算を算定している場合においては、(I)から(IV)のその他の加算は算定しない。

注8 (略)

2 通所介護相当サービス費

イ(1) 通所型サービス 11	1,798 単位	要支援1及び事業対象者が週1回程度の通所サービスを利用した場合の1月につき
イ(2) 通所型サービス 12	3,621 単位	要支援2及び事業対象者が週2回程度の通所サービスを利用した場合の1月につき
ロ(1) 通所型サービス 21	436 単位	要支援1及び事業対象者が1月の中で4回までのサービスを利用した場合の1回につき
ロ(2) 通所型サービス 22	447 単位	要支援2及び事業対象者が1月の中で8回までのサービスを

注1 (略)

注2 イからロについて、別に厚生労働省が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は適用しない。

注3～6 (略)

注7 ヘについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の計。ただし、(I)から(IV)のいずれかの加算を算定している場合においては、(I)から(IV)のその他の加算は算定しない。また、(V)(1)から(V)14のいずれかの加算を算定している場合においては、(V)(1)から(V)14のその他の加算は算定しない。

注8 (略)

2 通所介護相当サービス費

イ(1) 通所型サービス 11	1,798 単位	要支援1及び事業対象者が週1回程度の通所サービスを利用した場合の1月につき
イ(2) 通所型サービス 12	3,621 単位	要支援2及び事業対象者が週2回程度の通所サービスを利用した場合の1月につき
ロ(1) 通所型サービス 21	436 単位	要支援1及び事業対象者が1月の中で4回までのサービスを利用した場合の1回につき
ロ(2) 通所型サービス 22	447 単位	要支援2及び事業対象者が1月の中で8回までのサービスを

		利用した場合の1回につき
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位	1 月につき
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位	1 月につき
ホ 栄養アセスメント加算	50 単位	1 月につき
ヘ 栄養改善加算	200 単位	1 月につき
ト (1) 口腔機能向上加算Ⅰ	150 単位	1 月につき
ト (2) 口腔機能向上加算Ⅱ	160 単位	1 月につき
チ 一体的サービス提供加算 ※栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合	480 単位	1 月につき
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	① 要支援1・事業対象者 88 単位 1 月につき
		② 要支援2・事業対象者 176 単位 1 月につき
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	① 要支援1・事業対象者 72 単位 1 月につき
		② 要支援2・事業対象者 144 単位 1 月につき
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	① 要支援1・事業対象者 24 単位 1 月につき
		② 要支援2・事業対象者 48 単位 1 月につき

		利用した場合の1回につき
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位	1 月につき
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位	1 月につき
ホ 栄養アセスメント加算	50 単位	1 月につき
ヘ 栄養改善加算	200 単位	1 月につき
ト (1) 口腔機能向上加算Ⅰ	150 単位	1 月につき
ト (2) 口腔機能向上加算Ⅱ	160 単位	1 月につき
チ 一体的サービス提供加算 ※栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合	480 単位	1 月につき
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	① 要支援1・事業対象者 88 単位 1 月につき
		② 要支援2・事業対象者 176 単位 1 月につき
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	① 要支援1・事業対象者 72 単位 1 月につき
		② 要支援2・事業対象者 144 単位 1 月につき
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	① 要支援1・事業対象者 24 単位 1 月につき
		② 要支援2・事業対象者 48 単位 1 月につき

ヌ	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位	3 月に 1 回を限度
ヌ	(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ ※運動機能向上加算を算定している場合	200 単位	1 月につき
ル	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ ※6 月に 1 回を限度	20 単位	1 回につき
ル	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ ※6 月に 1 回を限度	5 単位	1 回につき
ヲ	科学的介護推進体制加算	40 単位	1 月につき
ワ	介護職員等 処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位× <u>111/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人以上
		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位× <u>120/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人以上
		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位× <u>109/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人以上
		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位× <u>118/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人以上
		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位× <u>99/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人以上
		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位× <u>83/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人以上
		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位× <u>117/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人未満
		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位× <u>127/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人未満
		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位× <u>115/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人未満
		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位× <u>125/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人未満
		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位× <u>99/1000</u> 1 月につき 利用定員 19 人以上

ヌ	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位	3 月に 1 回を限度
ヌ	(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ ※運動機能向上加算を算定している場合	200 単位	1 月につき
ル	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ ※6 月に 1 回を限度	20 単位	1 回につき
ル	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ ※6 月に 1 回を限度	5 単位	1 回につき
ヲ	科学的介護推進体制加算	40 単位	1 月につき
ワ	介護職員等 処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位× <u>92/1000</u> 1 月につき
		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位× <u>90/1000</u> 1 月につき
		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位× <u>80/1000</u> 1 月につき
		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位× <u>64/1000</u> 1 月につき
		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位× <u>81/1000</u> 1 月につき 令和 7 年 3 月 31 日 までの間加算する
		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位× <u>76/1000</u>
		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位× <u>79/1000</u>
		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位× <u>74/1000</u>
		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位× <u>65/1000</u>
		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位× <u>63/1000</u>
		介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	所定単位× <u>58/1000</u>

	<u>改善加算（Ⅲ）</u>	<u>105／1000</u>	<u>利用定員 19 人未満</u>
	<u>(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</u>	<u>所定単位×</u> <u>89／1000</u>	<u>1 月につき</u> <u>利用定員 19 人未満</u>

注 1 （略）

注 2 イからロについて、別に厚生労働省が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算する。

注 3～10 （略）

注 11 ワについて、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の計。ただし、（Ⅰ）から（Ⅳ）のいずれかの加算を算定している場合においては、（Ⅰ）から（Ⅳ）のその他の加算は算定しない。

注 12 （略）

	<u>改善加算（Ⅴ）(7)</u>	<u>56／1000</u>	
	<u>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)</u>	<u>所定単位×</u> <u>69／1000</u>	
	<u>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)</u>	<u>所定単位×</u> <u>54／1000</u>	
	<u>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)</u>	<u>所定単位×</u> <u>45／1000</u>	
	<u>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)</u>	<u>所定単位×</u> <u>53／1000</u>	
	<u>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)</u>	<u>所定単位×</u> <u>43／1000</u>	
	<u>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)</u>	<u>所定単位×</u> <u>44／1000</u>	
	<u>介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)</u>	<u>所定単位×</u> <u>33／1000</u>	

注 1 （略）

注 2 イからロについて、別に厚生労働省が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間は適用しない。

注 3～10 （略）

注 11 ワについて、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の計。ただし、（Ⅰ）から（Ⅳ）のいずれかの加算を算定している場合においては、（Ⅰ）から（Ⅳ）のその他の加算は算定しない。また、(Ⅴ)(1)から(Ⅴ)(14)のいずれかの加算を算定している場合においては、(Ⅴ)(1)から(Ⅴ)(14)のその他の加算は算定しない。

注 12 （略）